

新	旧
<p data-bbox="331 165 869 264">第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方 (改訂版 ver. 2)</p> <p data-bbox="465 304 734 336">令和6年10月10日</p> <p data-bbox="129 373 237 400">はじめに</p> <p data-bbox="98 442 1099 715">子ども・子育て支援法第61条及び第62条において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県は、国が示す基本指針（「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号）をいう。以下同じ。）に即して、それぞれ5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村支援事業計画」という。）及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（以下「都道府県支援事業支援計画」という。）を定めるものとされている。</p> <p data-bbox="98 719 1099 818">各市町村及び都道府県においては、令和2（2020）年度を始期とする当該各計画の計画期間の終期が令和6（2024）年度であることから、令和7（2025）年度を始期とする第三期の当該各計画を改めて作成する必要がある。</p> <p data-bbox="98 823 1099 1270">そこで、第一期の市町村支援事業計画の作成に当たって示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（平成26年1月20日内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡。以下「第一期手引き」という。）をベースとしつつ、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」（平成31年4月23日内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡。以下「第二期手引き」という。）を改訂する形で、自治体の実情に応じて、これまでどおり第一期手引きの内容をベースに対応可能であることを示しながらも、直近の議論や状況等を踏まえた諸般の改正や自治体の実情に応じて柔軟に対応が可能である点などを示した、第三期の市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画の作成に当たっての「量の見込み」の算出等の考え方（以下「第三期手引き」という。）を提示する。各市町村及び都道府県におかれては、第一期手引き及び第三期手引きを参考に第三期市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画の計画作成を進めていただきたい。</p> <p data-bbox="98 1310 1099 1409">なお、今回提示する考え方の活用方法も含め、具体的な算出方法等については、各市町村及び都道府県において地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、適切に判断いただきたい。</p>	<p data-bbox="1361 165 1899 264">第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方 (改訂版 ver. 1)</p> <p data-bbox="1503 304 1733 336">令和6年3月11日</p> <p data-bbox="1149 373 1256 400">はじめに</p> <p data-bbox="1120 442 2121 715">子ども・子育て支援法第61条及び第62条において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県は、国が示す基本指針（「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号）をいう。以下同じ。）に即して、それぞれ5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村支援事業計画」という。）及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（以下「都道府県支援事業支援計画」という。）を定めるものとされている。</p> <p data-bbox="1120 719 2121 818">各市町村及び都道府県においては、令和2（2020）年度を始期とする当該各計画の計画期間の終期が令和6（2024）年度であることから、令和7（2025）年度を始期とする第三期の当該各計画を改めて作成する必要がある。</p> <p data-bbox="1120 823 2121 1270">そこで、第一期の市町村支援事業計画の作成に当たって示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（平成26年1月20日内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡。以下「第一期手引き」という。）をベースとしつつ、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」（平成31年4月23日内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡。以下「第二期手引き」という。）を改訂する形で、自治体の実情に応じて、これまでどおり第一期手引きの内容をベースに対応可能であることを示しながらも、直近の議論や状況等を踏まえた諸般の改正や自治体の実情に応じて柔軟に対応が可能である点などを示した、第三期の市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画の作成に当たっての「量の見込み」の算出等の考え方（以下「第三期手引き」という。）を提示する。各市町村及び都道府県におかれては、第一期手引き及び第三期手引きを参考に第三期市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画の計画作成を進めていただきたい。</p> <p data-bbox="1120 1310 2121 1409">なお、今回提示する考え方の活用方法も含め、具体的な算出方法等については、各市町村及び都道府県において地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、適切に判断いただきたい。</p>

新	旧
<p>「第三期手引き」の改訂版 ver. 2（令和6年〇月〇日子ども家庭庁成育局総務課事務連絡）は、「第三期手引き」の改訂版 ver. 1（令和6年3月11日子ども家庭庁成育局総務課事務連絡）発出後、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による子ども・子育て支援法の改正（以下「令和6年子ども・子育て支援法改正」という。）及び令和7年4月1日に適用される基本指針の最新の改正に伴う所要の修正を反映したものである。</p> <p>今後、「新子育て安心プラン」等にかわるプランを策定する可能性があることに留意されたい。</p> <p>※ 各項目名後の（ ）内は、第一期手引きにおける該当ページを示している。</p> <p>< 1 > 基本的考え方 1. 略</p> <p>2. 提供体制確保の実施時期の設定（P3） 市町村支援事業計画における提供体制確保の実施時期は、各市町村における保育ニーズや提供体制などそれぞれの実情を踏まえた上で、令和11（2029）年度末までできるだけ早期に量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指し、設定する。 ※実施時期の設定については、「新子育て安心プラン」後の次期プランの在り方等の検討状況等も適宜参照されたい。</p> <p>< 2 > 量の見込みの算出 II. 量の見込みの具体的算出方法（P6） 略</p> <p>1・2 略</p> <p>3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出方法（P39～61）</p>	<p>「第三期手引き」の改訂版 ver. 1（令和6年3月11日子ども家庭庁成育局総務課事務連絡）は、「第三期手引き」の初版（令和5年9月20日子ども家庭庁成育局総務課事務連絡）発出後、各自治体の意見も踏まえた所要の修正及び令和6年4月1日に適用される基本指針の最新の改正に伴う所要の修正を反映したものである。</p> <p>今後、「新子育て安心プラン」等にかわるプランを策定する可能性があるとともに、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）における「こども・子育て支援加速化プラン」に基づく対応等を踏まえ、再度、令和6年夏頃以降に本手引きを改訂する可能性はあることに留意されたい。一方、第三期市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画は、既に「第三期手引き」の初版を基に作成作業を進めていただくようお願いしていたところ、引き続き、「第三期手引き」の改訂版 ver. 1 を基に作成作業を進めていただくようお願いしたい。</p> <p>※ 各項目名後の（ ）内は、第一期手引きにおける該当ページを示している。</p> <p>< 1 > 基本的考え方 1. 略</p> <p>2. 提供体制確保の実施時期の設定（P3） 市町村支援事業計画における提供体制確保の実施時期は、各市町村における保育ニーズや提供体制などそれぞれの実情を踏まえた上で、令和11（2029）年度末までできるだけ早期に量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指し、設定する。 ※実施時期の設定については、「新子育て安心プラン」後の次期プランの在り方等の検討状況や、「こども・子育て支援加速化プラン」に基づく対応の検討状況等も適宜参照されたい。</p> <p>< 2 > 量の見込みの算出 II. 量の見込みの具体的算出方法（P6） 略</p> <p>1・2 略</p> <p>3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出方法（P39～61）</p>

<p>(全般的事項) 略</p> <p>(個別事項) (ア) 略</p> <p>(イ) 放課後児童健全育成事業の量の見込み (P40)</p> <p>(1) 放課後児童健全育成事業の量の見込みの考え方について</p> <p>第一期手引きにおいては、放課後児童健全育成事業の量の見込みの算出方法等を記載しており、第三期においても、従来どおりこの算出方法に沿って量の見込みを算出することが可能である。</p> <p>他方で、例えば過去の教育・保育施設の利用状況と放課後児童クラブの利用実績や待機児童数から推計するなど、該当する家庭の潜在的ニーズが正確に把握できる場合には、必ずしも第一期手引きに記載している方法により算出する必要はなく、各市町村の実情に応じて適切に対応することが可能である。</p> <p>放課後児童クラブの受け皿整備については、「<u>新・放課後子ども総合プラン</u>」において、待機児童の解消の実現や今後想定される女性就業率の上昇を踏まえ、令和5(2023)年度までに152万人分の受け皿が整備できるよう、<u>取組を進めてきたが、同年度末までには受け皿整備の目標達成が困難な状況であったため、文部科学省と連携して「放課後児童対策パッケージ」(令和5(2023)年12月)を策定し、令和6(2024)年度までの取組を集中的に行っているところである。その結果、令和6(2024)年5月の速報値において、登録児童数は151.5万人となり、目標達成に近づいている。その一方で、待機児童は依然として1.8万人程度(速報値)存在している。引き続き、待機児童の解消、学齢期の児童が安全・安心に過ごせる場所の拡充が急務であることから、必要とされる放課後児童クラブの受け皿確保と共に、待機児童を解消できるよう取り組むに当たり、量の見込みを検討・算出する際には、次の点を参考とされたい。</u></p> <p>(i) ~ (iii) 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(ウ) 子育て短期支援事業の量の見込み (P43)</p> <p>第一期手引きにおいては、子育て短期支援事業の量の見込みの具体的な算出方法等が記載されており、第三期においても、従来どおりこの算出方法に沿って量の見込みを算出することが可能である。</p> <p>他方で、例えば相談支援員等が相談を含め対応している児童や世帯の中で、本事業の利用が望ましい児童・世帯数(児童相談所から引き継いだ児童がいる世帯、怠慢・拒否(ネグレクト)、保護者の育児疲れや育児不安のある世帯の数)も踏まえ、</p>	<p>(全般的事項) 略</p> <p>(個別事項) (ア) 略</p> <p>(イ) 放課後児童健全育成事業の量の見込み (P40)</p> <p>(1) 放課後児童健全育成事業の量の見込みの考え方について</p> <p>第一期手引きにおいては、放課後児童健全育成事業の量の見込みの算出方法等を記載しており、第三期においても、従来どおりこの算出方法に沿って量の見込みを算出することが可能である。</p> <p>他方で、例えば過去の教育・保育施設の利用状況と放課後児童クラブの利用実績や待機児童数から推計するなど、該当する家庭の潜在的ニーズが正確に把握できる場合には、必ずしも第一期手引きに記載している方法により算出する必要はなく、各市町村の実情に応じて適切に対応することが可能である。</p> <p>放課後児童クラブの受け皿整備については、「<u>新・放課後子ども総合プラン</u>」(以下「<u>新プラン</u>」という。)において、待機児童の解消の実現や今後想定される女性就業率の上昇を踏まえ、令和5(2023)年度までに152万人分の受け皿が整備できるよう、<u>取組を進めてきたところであるが、待機児童は依然として令和5(2023)年に1.6万人程度存在しており、登録児童数も145.7万人であり、令和5(2023)年度末までに、152万人の受け皿整備の目標整備達成が困難な状況にある。そこで、待機児童の解消、学齢期の児童が安全・安心に過ごせる場所の拡充が急務であることから、こども未来戦略において、152万人分の受け皿整備を、加速化プランの期間中(令和6(2024)年度~令和8(2026)年度)の早期に達成できるよう取り組むとされているところであり、令和5(2023)~6(2024)年度に集中的に取り組むべき対策として「放課後児童対策パッケージ」をまとめている。早期に152万人の目標整備量を達成し、待機児童を解消できるよう取り組むに当たり、量の見込みを検討・算出する際には、次の点を参考とされたい。</u></p> <p>(i) ~ (iii) 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(ウ) 子育て短期支援事業の量の見込み (P43)</p> <p>第一期手引きにおいては、子育て短期支援事業の量の見込みの具体的な算出方法等が記載されており、第三期においても、従来どおりこの算出方法に沿って量の見込みを算出することが可能である。</p> <p>他方で、例えば相談支援員等が相談を含め対応している児童や世帯の中で、本事業の利用が望ましい児童・世帯数(児童相談所から引き継いだ児童がいる世帯、怠慢・拒否(ネグレクト)、保護者の育児疲れや育児不安のある世帯の数)も踏まえ、</p>
--	---

過去の子育て短期支援事業の申請受付実績（定員超過等により利用できなかった数も含む）から推計するなどにより、該当する家庭の潜在的ニーズが正確に把握できる場合には、必ずしも第一期手引きに記載している方法により算出する必要はなく、各市町村の実情に応じて適切に対応することも可能である。

また、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）においては、孤立した育児によって虐待につながるものがないよう、子育て短期支援事業等の市町村の在宅支援サービスの充実と受け皿の確保を図ることとしている一方で、市町村における支援の供給量は、令和 2（2020）年度の実績を見ると、子育て短期支援事業のショートステイが約 8 万人日／年、要支援・要保護児童 1 人当たりで見ると約 0.36 日／年と圧倒的に整備が遅れており、児童虐待による死亡事例の検証結果（第 18 次）を確認すると、行政機関等による子育て支援事業の利用状況について、「心中以外の虐待死事例」（47 例）のうち、子育て短期支援事業の利用「あり」が 0 例であったことから、支援を必要とする家庭に届いていない実態がうかがえるとの指摘があることを踏まえ、事業の対象となる家庭の潜在的ニーズを勘案した量の見込み及び確保方策を設定すること。

なお、第一期手引きに沿って量の見込みを算出する場合、これまで保護者等の利用状況の実績を調査していたが、保護者の育児疲れや育児不安などの事由により本事業の利用を希望する数を適切に把握する必要があることから、第一期の市町村支援事業計画作成時に示した「調査票のイメージ」問 25 を以下の質問に修正の上、保護者等の利用希望の数値を利用意向の算出の際に使用し、量の見込みを算出すること。ただし、既に調査を実施している市町村においては、追加調査を依頼するものではなく、また、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえたより効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではない。

また、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）による児童福祉法の改正（以下「令和 4 年児童福祉法改正」という。）により、親子入所等支援や入所希望児童支援による事業が拡充されたことを踏まえ、利用希望把握調査等の結果に加え、レスパイト・ケアと併せて、児童の養育方法や関わり方について支援が必要な親子や、保護者の育児放棄や過干渉等により自ら一時的な利用を希望する児童等についても、本事業の活用が想定される数として量の見込みに加えるなど、適切な補正を行うこと。

【参考】「調査票のイメージ」の変更問 略

(エ) ～ (キ) 略

< 3 > ・ < 4 > 略

< 5 > 児童福祉法改正による新事業の量の見込み

過去の子育て短期支援事業の申請受付実績（定員超過等により利用できなかった数も含む）から推計するなどにより、該当する家庭の潜在的ニーズが正確に把握できる場合には、必ずしも第一期手引きに記載している方法により算出する必要はなく、各市町村の実情に応じて適切に対応することも可能である。

また、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）においては、孤立した育児によって虐待につながるものがないよう、子育て短期支援事業等の市町村の在宅支援サービスの充実と受け皿の確保を図ることとしている一方で、市町村における支援の供給量は、令和元（2019）年度の実績を見ると、子育て短期支援事業のショートステイが約 9 万人日／年、要支援・要保護児童 1 人当たりで見ると約 0.36 日／年と圧倒的に整備が遅れており、児童虐待による死亡事例の検証結果（第 18 次）を確認すると、行政機関等による子育て支援事業の利用状況について、「心中以外の虐待死事例」（47 例）のうち、子育て短期支援事業の利用「あり」が 0 例であったことから、支援を必要とする家庭に届いていない実態がうかがえるとの指摘があることを踏まえ、事業の対象となる家庭の潜在的ニーズを勘案した量の見込み及び確保方策を設定すること。

なお、第一期手引きに沿って量の見込みを算出する場合、これまで保護者等の利用状況の実績を調査していたが、保護者の育児疲れや育児不安などの事由により本事業の利用を希望する数を適切に把握する必要があることから、第一期の市町村支援事業計画作成時に示した「調査票のイメージ」問 25 を以下の質問に修正の上、保護者等の利用希望の数値を利用意向の算出の際に使用し、量の見込みを算出すること。ただし、既に調査を実施している市町村においては、追加調査を依頼するものではなく、また、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえたより効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではない。

また、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）による児童福祉法の改正（以下「令和 4 年児童福祉法改正」という。）により、親子入所等支援や入所希望児童支援による事業が拡充されたことを踏まえ、利用希望把握調査等の結果に加え、レスパイト・ケアと併せて、児童の養育方法や関わり方について支援が必要な親子や、保護者の育児放棄や過干渉等により自ら一時的な利用を希望する児童等についても、本事業の活用が想定される数として量の見込みに加えるなど、適切な補正を行うこと。

【参考】「調査票のイメージ」の変更問 略

(エ) ～ (キ) 略

< 3 > ・ < 4 > 略

< 5 > 児童福祉法改正による新事業の量の見込み

新	旧
<p>令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業（以下＜5＞において「新規三事業」という。）が新たに創設され、令和6（2024）年4月1日から施行されている。これらの事業についても、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられることから、市町村支援事業計画において、「量の見込み」や「確保方策」を策定し、計画的な整備を進めていく必要がある。</p> <p>新規三事業の「量の見込み」については、①～③の全ての事業が、市町村が支援の必要があると認めた者を対象としていることから、利用希望把握調査等によらず、要保護児童及び要支援児童等の数等を勘案し、以下の算出方法により算出すること。ただし、お示しする方法によらずに事業の対象として該当する家庭の潜在的ニーズを正確に把握できる場合においては、各自治体の実情に応じて適切に対応することが可能である。</p> <p>なお、本事業は、新たに創設した事業であることから、各年度における実施状況を把握し、計画を策定した後において、利用状況等が量の見込みと大きくかい離している場合には、計画期間の中間年を待たずして、適切に見直しを行われたい。</p> <p>あわせて、令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業のうち家庭支援事業については、特に支援が必要な者に対しては市町村が利用奨励や利用措置（児童福祉法第21条の18）を実施することとされており、家庭支援事業の量の見込みの推計において必要に応じて勘案すること。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>＜6＞ 子ども・子育て支援法改正による新事業の見込み</p> <p>令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、①妊婦等包括相談支援事業、②乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、③産後ケア事業（以下＜6＞において「新規三事業」という。）が新たに創設され、令和7（2025）年4月から施行される。これらの事業についても、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられることから、第三期市町村支援事業計画において、「量の見込み」や「確保方策」等を策定し、計画的な整備を進めていく必要がある。</p> <p>新規三事業の「量の見込み」については、以下の算出方法により算出すること。ただし、お示しする方法によらずに事業の対象として該当する家庭の潜在的ニーズを正確に把握できる場合においては、各自治体の実情に応じて適切に対応することが可能である。</p> <p>なお、法改正による制度創設から第三期市町村支援事業計画の始期（令和7年度）までの期間を踏まえ、新規三事業について、第三期市町村支援事業計画の策定時に</p>	<p>令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業（以下「新規三事業」という。）が新たに創設され、令和6（2024）年4月1日から施行される。これらの事業についても、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられることから、市町村支援事業計画において、「量の見込み」や「確保方策」を策定し、計画的な整備を進めていく必要がある。</p> <p>新規三事業の「量の見込み」については、①～③の全ての事業が、市町村が支援の必要があると認めた者を対象としていることから、利用希望把握調査等によらず、要保護児童及び要支援児童等の数等を勘案し、以下の算出方法により算出すること。ただし、お示しする方法によらずに事業の対象として該当する家庭の潜在的ニーズを正確に把握できる場合においては、各自治体の実情に応じて適切に対応することが可能である。</p> <p>なお、本事業は、新たに創設した事業であることから、各年度における実施状況を把握し、計画を策定した後において、利用状況等が量の見込みと大きくかい離している場合には、計画期間の中間年を待たずして、適切に見直しを行われたい。</p> <p>あわせて、令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業のうち家庭支援事業については、特に支援が必要な者に対しては市町村が利用奨励や利用措置（児童福祉法第21条の18）を実施することとされており、家庭支援事業の量の見込みの推計において必要に応じて勘案すること。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（新設）</p>

新	旧
<p><u>量の見込み等を設定することが困難である場合においては、中間年見直しに際し、又は、中間年を待たずして、量の見込み等の設定が可能となったタイミングで、速やかに市町村支援事業計画に設定することとしても差し支えない。ただし、この場合においても、令和7年度から市町村支援事業計画に量の見込み等を設定するまでの期間について、市町村支援事業計画とは別に量の見込み等の計画等を策定するなど、何らかの代替措置を講ずることにより適切な体制確保に努めること。</u></p> <p><u>子ども・子育て支援交付金の交付に当たっては、代替措置により新規三事業を実施する場合、市町村支援事業計画に基づき実施されているものとみなし、交付の対象とすること。</u></p> <p><u>また、原則通り令和7年度から新規三事業について市町村支援事業計画に量の見込み等を設定した場合であっても、各年度における実施状況を把握し、計画を策定した後において、利用状況等が量の見込みと大きくかい離している場合には、計画期間の中間年を待たずして、適切に見直しを行われたい。</u></p> <p>(1) 量の見込みの算出方法</p> <p>① 妊婦等包括相談支援事業</p> <p><u>妊婦等包括相談支援事業は妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業であることから、各年度の妊娠届出数等を推測し、届出数等を勘案して本事業の量の見込みを設定すること。具体的には、妊婦等包括相談支援事業の量の見込みについては、事業の実施拠点数ではなく、妊娠届出数等から対象者数を算定したうえで、1組(妊婦及びその配偶者等)当たりの面談回数を乗ずることにより相談支援のニーズ量を見込むこと。なお、1組当たりの面談回数を含めた本事業の具体的な実施方法や相談支援のあり方については、令和6年度中にガイドラインでお示しする予定であり、市町村においては当該ガイドラインでお示しする内容を参照して事業を実施していただきたいが、今般の令和7年度から開始する第三期市町村支援事業計画の策定に当たっては、本事業は、令和4年度より出産・子育て応援交付金の伴走型相談支援として、既に各市町村において実施していただいている事業を制度化したものであることから、面談回数については、現行の少なくとも3回(うち1回はアンケートを実施し、希望者に対して面談を実施も可)を基本としたうえで、必要性に応じて相談支援の更なる推進の観点から3回以上の面接回数を設定することも検討の上、量の見込みを設定することも可能である。</u></p> <p><u>ただし、本事業は、お示しする方法によらずに、事業の対象として該当する家庭の潜在的ニーズを正確に把握できる場合においては、各自治体の実情に応じて適切に対応することが可能である。</u></p>	

新	旧
<p>② 乳児等通園支援事業 <u>乳児等通園支援事業の量の見込み（必要定員数）の算出方法については、以下に記載のとおりとする。</u></p> <p><u>（ア）「必要受入れ時間数」について</u> <u>下記基本的な算出式により、各年度の対象年齢ごとの必要受入れ時間数を算出することを基本とするが、市町村独自に必要な受入れ時間数を算出することも可能とする。</u> <u>＜基本的な算出式＞</u> <u>対象年齢（※1）の未就園児数 × 月一定時間（※2）</u> <u>（※1）対象年齢は、こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業における対象者を踏まえ、0歳6か月から満3歳未満と仮定する。</u> <u>（※2）月一定時間は、こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業における上限を踏まえ、10時間と仮定する。</u></p> <p><u>（イ）「必要定員数」について</u> <u>下記基本的な算出式により、各年度の対象年齢ごとの必要定員数を算出することを基本とするが、市町村において、算出式に利用割合を乗じて算出することも可能とする。また、以下の算出式によらず、市町村独自に必要な定員数を算出することも可能とする。</u> <u>＜基本的な算出式＞（小数点以下切り上げ）</u> <u>必要受入れ時間数 ÷ 定員一人1月当たりの受入れ可能時間数（※3）</u> <u>（※3）月176時間（8時間×22日）を基本とする。</u></p> <p>③ 産後ケア事業</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【量の見込み（人日）】 =</p> $[A \text{ 推計産婦数 (人)}] \times \frac{[C \text{ 利用見込み産婦数 (人)}]}{[B \text{ 全産婦数 (人)}]}$ $\times [D \text{ 平均利用日数 (日)}]$ </div> <p>※産婦数については、妊娠届出数や出生数などをもとに推計すること。</p>	

新		旧				
<p>A 推計産婦数………5か年計画に記載した各年の産婦数のデータ</p> <p>B 全産婦数………利用見込み産婦数算出時点の産婦数</p> <p>C 利用見込み産婦数…利用希望把握調査等で把握した産後ケアの利用を希望している産婦数や、事業の利用実績データをもとに求めた産婦数。その際、産後ケア事業の対象となる流産・死産も考慮した数とすること。また、地域の実情に応じて、里帰りの場合も考慮した数とすることが望ましい。なお、産後ケア事業の利用率が上昇傾向にあることを考慮し、各年を別途で利用見込み産婦数を定めることも可能とする。</p> <p>D 平均利用日数…1人当たりの利用が必要と思われる日数</p> <p>(2) 提供体制の確保の方策及びその実施時期</p> <p>① 妊婦等包括相談支援事業</p> <p>妊婦等包括相談支援事業について、量の見込みに沿って確保方策を設定するにあっては、地域の実情に応じた面談の実施体制を構築するため、</p> <p>・子ども家庭センターを設置している自治体では、</p> <p>①子ども家庭センターで提供する事業量</p> <p>②NPO 等民間団体が実施する地域子育て支援拠点などに委託して提供する事業量</p> <p>・子ども家庭センターを設置していない自治体では、</p> <p>①保健センター等の子ども家庭センターの代替となる拠点で提供する事業量</p> <p>②NPO 等民間団体が実施する地域子育て支援拠点などに委託して提供する事業量</p> <p>に区分して設定すること。</p> <p>なお、母子保健法に基づく保健指導や新生児訪問指導等、乳児家庭全戸訪問等の他事業の実施機会に合わせて妊婦等包括相談支援を行っている場合も、当事業を実施していることには変わりはないため、妊婦等包括相談支援事業の量の見込み・確保方策としても改めてカウントすること。</p>						
		2025年度	2026	2027	2028	2029
量の見込み	妊婦等包括相談	妊娠届出数 500 1組当たり面談回数 3回 面談実施合計回数 1500回	…	…	…	…

新							旧
	談 支 援 事 業						
確保方策 (こども家 庭センター (未設置自 治体では、 その代替と なる拠 点))	妊 婦 等 包 括 相 談	1000回	…	…	…	…	
確保方策 (上記以外 で業務委 託)	支 援 事 業	500回					
②乳児等通園支援事業							
		2025年 度	2026	2027	2028	2029	
0歳児	量の見込み(延べ人 数)	10人日	…	…	…	…	
	確保方策(延べ人 数)	10人日	…	…	…	…	
1歳児	量の見込み(延べ人 数)	10人日	…	…	…	…	
	確保方策(延べ人 数)	10人日	…	…	…	…	
2歳児	量の見込み(延べ人 数)	10人日	…	…	…	…	
	確保方策(延べ人 数)	10人日	…	…	…	…	
③産後ケア事業							

新						旧
	2025年度	2026	2027	2028	2029	
量の見込み(延べ人数)	100人日	…	…	…	…	
確保方策(延べ人数)	100人日	…	…	…	…	
<p>※ 産後ケア事業の実施施設については地域偏在があり、市町村単独では、委託先の確保に苦慮するケースがあるため、必要に応じて都道府県で広域調整を行い、需要に応じた提供体制の確保をすること。</p> <p>※ 産後ケア事業の実施に当たっては、支援対象者にメンタルヘルスの対応を必要とする者(*)などもいることから、精神科医療機関等との連携体制の構築をはかることが重要である。そのため、医療提供体制の確保を担う都道府県と連携を図ること。</p> <p>* メンタルヘルスの対応が必要な支援対象者の割合については、母子保健事業の実施状況調査で集計している「産後1か月までの褥婦のうちEPDSが9点以上の褥婦の割合」などを参考とすること。</p>						
<p><7> 計画作成に当たっての留意点 (ア) 略</p> <p>(イ) 他の計画と一体的に策定する場合の計画期間について (ア) に示したような関係計画と一体的に策定する場合で、それらの計画期間と市町村支援事業計画や都道府県支援事業支援計画の計画期間が異なる場合、以下のような工夫が可能である。(市町村を例に示すが、都道府県に関しても同様の工夫が可能である。)</p> <p>①令和8年度から策定する市町村子ども計画と一体的に策定する場合 令和7年度から第三期市町村支援事業計画を開始しつつ、令和8年度からは市町村子ども計画の一部として位置付け。令和12年度に市町村子ども計画を改定して、以降5年を一期として子ども計画を策定する。</p>						<p><6> 計画作成に当たっての留意点 (ア) 略</p> <p>(新設)</p>
	R7	R8	R12	R17		
子ども計画	(未策定)	一体的に策定	一体的に策定	一体的に策定		
子計画	単独で策定					
	第三期計画に相当	第四期計画に相当	第五期計画に相当			
<p>※子ども計画：市町村子ども計画 子計画：市町村支援事業計画</p>						

新					旧				
<p>②令和9年度から令和15年度までの7年間を一期とする市町村総合計画と一体的に策定する場合</p> <p>令和7年度から第三期市町村支援事業計画を開始しつつ、令和10年度からは市町村総合計画の一部として位置付ける。令和12年度に、総合計画の見直しとして第三期市町村支援事業計画に相当する部分の改定をし、令和12年度から令和16年度までの5年間の量の見込み等を盛り込む。令和16年度の次期総合計画策定時には、前計画の市町村支援事業計画相当部分の記載をそのまま引き継ぐ。</p>									
	R7	R9	R12	R16	R17				
総合計画	第N期計画に相当	第N+1期計画に相当		第N+2期計画に相当					
	単独で策定	一体的に策定	(子計画部分を見直し)	一体的に策定	(子計画部分を見直し)				
子計画	単独で策定								
	第三期計画に相当	第四期計画に相当		第五期計画に相当					
<p>※総合計画：市町村総合計画 子計画：市町村支援事業計画</p>									
<p>(ウ) 都道府県こども計画・市町村こども計画との関係</p> <p>こども基本法により、都道府県は、国のこども大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ努力義務が課せられており、都道府県こども計画及び市町村こども計画（以下「自治体こども計画」という。）は、それぞれ都道府県支援事業支援計画又は市町村支援事業計画と一体のものとして作成することができることとされていることから、自治体こども計画の一部を構成するものとして、都道府県支援事業支援計画や市町村支援事業計画を位置づけること等も可能である。<u>自治体こども計画については「自治体こども計画策定のためのガイドライン」等を参照されたい。</u></p>					<p>(イ) 都道府県こども計画・市町村こども計画との関係</p> <p>こども基本法により、都道府県は、国のこども大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ努力義務が課せられており、都道府県こども計画及び市町村こども計画（以下「自治体こども計画」という。）は、それぞれ都道府県支援事業支援計画又は市町村支援事業計画と一体のものとして作成することができることとされていることから、自治体こども計画の一部を構成するものとして、都道府県支援事業支援計画や市町村支援事業計画を位置づけること等も可能である。</p>				
<p>(エ) こども等の意見を反映するための措置</p> <p>こども基本法第11条の規定に基づき、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、こども又はこどもを養育する者その他の関係者（以下「こども等」という。）の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが求められている。都道府県支援事業支援計画及び市町村支援事業計画の作成に当たっては、「<u>こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン～こども・若者の声を聴く取組のはじめ方～</u>」等を参考に、地域の实情に合わせ、こども等の意見反映のための措置を講ずる必要があることに留意されたい。</p> <p>他方で、(イ)で示したように市町村支援事業計画を市町村こども計画と一体的に策定する場合にあっては、例えば、</p>					<p>(ウ) こども等の意見を反映するための措置</p> <p>こども基本法第11条の規定に基づき、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、こども又はこどもを養育する者その他の関係者（以下「こども等」という。）の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが求められている。都道府県支援事業支援計画及び市町村支援事業計画の作成に当たっては、「<u>こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究報告書</u>」等を参考に、地域の实情に合わせ、こども等の意見反映のための措置を講ずる必要があることに留意されたい。</p> <p>他方で、(イ)で示したように市町村支援事業計画を市町村こども計画と一体的に策定する場合にあっては、例えば、</p>				

新	旧
<p>①市町村支援事業計画作成に係る利用希望把握調査等の実施の際に、市町村支援事業計画と市町村こども計画の双方について、こども等の意見を聴取する内容の調査とするなど、市町村支援事業計画と市町村こども計画に関して一体的にこども等の意見を反映するための取組を行う方法や</p> <p>②市町村支援事業計画作成作業（例えば、地方版子ども・子育て会議における議論の際等）の過程で、市町村支援事業計画と市町村こども計画の双方について、こども等の意見を聴くヒアリングの機会を設けるなど、市町村支援事業計画と市町村こども計画に関して一体的にこども等の意見反映を行うための取組を行う方法</p> <p>も可能であるため、各市町村において、効率的な方法を検討されたい。</p> <p><u>(オ) 略</u></p> <p>< 8 > 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組の記載</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 略</p> <p>【質の確保・向上に係る取組の例】</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) 教育・保育施設における自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じた運営改善</p> <p>各教育・保育施設における自己評価、関係者評価、第三者評価の取組に資するよう、「幼稚園における学校評価ガイドライン」、「保育所における自己評価ガイドライン」又は「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」の周知、<u>関連加算の取得、各地域における評価実践の優良事例の共有を図る。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 幼児教育アドバイザーの育成・配置</p> <p>公私や施設類型に共通する課題である保育者の専門性の<u>向上等の地域における幼児教育の質の向上や幼保小の接続等の取組を一体的に推進するため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、設置者や施設類型を問わず域内の教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言等を行う者（「幼児教育アドバイザー」という。）を育成・配置する。</u></p> <p>※ <u>各地域や教育・保育施設等における現状や課題に応じて、保育実践に関する専門性を有する者（例えば、園長経験者・学識経験者）のほか、教育・保育</u></p>	<p>①市町村支援事業計画作成に係る利用希望把握調査等の実施の際に、市町村支援事業計画と市町村こども計画の双方について、こども等の意見を聴取する内容の調査とするなど、市町村支援事業計画と市町村こども計画に関して一体的にこども等の意見を反映するための取組を行う方法や</p> <p>②市町村支援事業計画作成作業（例えば、地方版子ども・子育て会議における議論の際等）の過程で、市町村支援事業計画と市町村こども計画の双方について、こども等の意見を聴くヒアリングの機会を設けるなど、市町村支援事業計画と市町村こども計画に関して一体的にこども等の意見反映を行うための取組を行う方法</p> <p>も可能であるため、各市町村において、効率的な方法を検討されたい。</p> <p><u>(エ) 略</u></p> <p>< 7 > 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組の記載</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 略</p> <p>【質の確保・向上に係る取組の例】</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) 教育・保育施設における自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じた運営改善</p> <p>各教育・保育施設における自己評価、関係者評価、第三者評価の取組に資するよう、「幼稚園における学校評価ガイドライン」、「保育所における自己評価ガイドライン」又は「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」の周知、<u>各地域における評価実践の優良事例の共有を図る。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 幼児教育アドバイザーの育成・配置</p> <p>公私や施設類型に共通する課題である保育者の専門性の<u>向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言等を行う者（「幼児教育アドバイザー」という。）を育成・配置する。</u></p> <p>※ <u>各地域や幼児教育施設等における現状や課題に応じて、保育実践に関する専門性を有する者（例えば、園長経験者・学識経験者）のほか、教育・保育施設における公衆衛生や危機管理、児童心理、特別支援教育、栄養管理等について専門性を有する者の活用も考えられる。</u></p>

新	旧
<p>施設における公衆衛生や危機管理、児童心理、特別支援教育、栄養管理等について専門性を有する者の活用も考えられる。</p> <p>(8) 幼児教育センターの設置 <u>公私や施設類型を越えて、研修機会の増加や保育実践の質の向上等の地域における幼児教育の質の向上や幼保小の接続等の取組を一体的に推進するため都道府県や市町村等が広域に、教育・保育に関する調査研究、教育・保育に携わる者の研修、区域内の市町村及び教育・保育施設等に対する情報の提供及び助言その他必要な施策を総合的に実施するための拠点（「幼児教育センター」という。）を設置する。</u> ※ 幼児教育センターとしての機能を果たすためには、必ずしも独立した建物や場所が存在する必要はなく、例えば、関係部局間が連携して教育・保育の質向上に関する取組を企画・実施するなど、地域の現状を踏まえた多様な形態が考えられる。</p> <p><u>< 9 > 「量の見込み」及び「確保方策」等に関する調査について</u></p> <p>第一期・第二期同様に、第三期市町村支援事業計画や第三期都道府県支援事業支援計画における「量の見込み」及び「確保方策」等に関する調査を行う予定だが、調査に当たっては、それらの算出方法等は問わず、それらの数のみを調査する予定である。</p> <p><u>なお、< 5 >及び< 6 >に記載した、第三期市町村支援事業計画から新たに記載が必要となる各事業に係る「量の見込み」及び「確保方策」等についても調査を行う予定である。</u></p>	<p>(8) 幼児教育センターの設置 <u>公私や施設類型を越えて、研修機会の増加や幼保小接続の推進、保育実践の質の向上等に寄与する取組を促進する観点から、都道府県等が広域に、教育・保育に関する調査研究、教育・保育に携わる者の研修、区域内の市町村及び教育・保育施設等に対する情報の提供及び助言その他必要な施策を総合的に実施するための拠点（「幼児教育センター」という。）を設置する。</u> ※ 幼児教育センターとしての機能を果たすためには、必ずしも独立した建物や場所が存在する必要はなく、例えば、関係部局間が連携して教育・保育の質向上に関する取組を企画・実施するなど、地域の現状を踏まえた多様な形態が考えられる。</p> <p><u>< 8 > 「量の見込み」及び「確保方策」等に関する調査について</u></p> <p>第一期・第二期同様に、第三期市町村支援事業計画や第三期都道府県支援事業支援計画における「量の見込み」及び「確保方策」等に関する調査を行う予定だが、調査に当たっては、それらの算出方法等は問わず、それらの数のみを調査する予定である。</p>